

8大介事第226号
令和8年6月10日

大野城市地域密着型サービス事業者
大野城市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者
各位

大野城市介護支援課長 石川 茂

令和7年度介護職員等処遇改善加算の実績報告の提出について（通知）

このことについて、当該加算を算定した介護サービス事業所は、介護職員等処遇改善加算の実績報告書を提出することとされています。

つきましては、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

記

1 実績報告の提出について

(1) 提出期限

令和8年7月31日（金）（必着）

※締切間際に郵送された場合、期日に間に合わないことがありますので、日程に余裕を持って提出してください。

(2) 提出方法

窓口、郵送、電子メール、電子申請のいずれかにて提出してください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号

大野城市すこやか福祉部 介護支援課 事業所指定指導担当

電話：092-580-1916

メール：kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

※郵送の場合は、「簡易書留」でお願いします。

※メールの場合は、件名に、【令和7年度介護職員等処遇改善加算実績報告書】と入力してください。

2 必要書類について

(1) 実績報告に必要な書類

ア 介護職員等処遇改善加算実績報告書（令和7年度）

※別紙様式3-1、3-2

※様式が変更されていますのでご注意ください。

イ 事業所別介護職員等処遇改善加算等総額一覧表

・地域密着型サービス事業所に限り、市が送ったものを返送してください。

・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者につきましては、提出不要です。

(2) 様式

様式は下記からダウンロードしてください。

- ◆大野城市トップページ>分類から探す>健康・福祉>介護保険>介護事業者向け
>令和7年度介護職員等処遇改善加算の実績報告の提出について

3 留意事項

- ・複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、大野城市指定以外の事業所が含まれる場合は、その指定権者にも実績報告の提出が必要です。
- ・加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入を上回ること」ですので、悪質な事例については、全額返還となる場合があります。
- ・実績報告書の記載誤りが多くなっておりますので、作成に当たっては必ず『記載例』を参照していただきますようお願いいたします。
- ・介護分野の文書に係る負担軽減のため、賃金台帳等の添付書類は求めていません。ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、介護サービス事業所等において適切に保管し、大野城市からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう各自管理をお願いします。